

## 発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドライン

令和元年 11 月 7 日  
産業医科大学動物実験委員会

### (目的)

- 1 このガイドラインは、産業医科大学における人及び他の動物に危険をもたらすおそれのある発がん物質、環境汚染のおそれのあるヒ素や有害性重金属、内分泌攪乱物質等の危険物質（以下、「発がん物質等危険物質」という。）を用いた動物実験において、実験従事者及び他者並びに目的外動物への危険防止並びに環境汚染防止のために必要な事項を定める。

### (定義)

- 2 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 発がん物質 国際がん研究機関（IARC）において、発がん性リスクがグループ 1（発がん性がある）、グループ 2 A（おそらく発がん性がある）、グループ 2 B（発がん性があるかもしれない）の化学物質
  - (2) 有害性重金属 水銀、鉛、カドミウム等の体内に蓄積し、健康を害するもの。
  - (3) 内分泌攪乱物質 内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質

### (申請)

- 3 発がん物質等危険物質を用いた動物実験等（以下「危険物質投与実験」という。）を実施しようとする者は、動物実験委員会が定める動物実験計画書の該当する部分に明記しなければならない。

### (審査)

- 4 動物実験委員会は、危険物質投与実験に関する審査を行うときは、別表「危険物質投与実験室の設備及び運用について」に基づき行うものとする。この場合において、動物実験委員会が必要と認めたときは、発がん物質等危険物質に関する専門家の意見を聴取することができる。

### (危険物質投与実験の実験室)

- 5 危険物質投与実験は、動物実験委員会が別表「危険物質投与実験室の設備および運用について」に定める基準をもとに適正と判断した実験室において行わなければならない。

(報告)

- 6 危険物質投与実験をする者は、当該実験室の管理に異常があると認めたときは、速やかに実験室管理者及び動物実験委員会に報告しなければならない。

(実験の中止等)

- 7 不適切な危険物質投与実験が実施されている場合は、動物実験委員会の判断により当該実験の中止その他の措置を講ずることができる。

(雑則)

- 8 このガイドラインに定めるもののほか、危険物質投与実験に関し必要な事項は、動物実験委員会が別に定めることができる。

別表 危険物質投与実験室の設備及び運用について

1. 発がん物質等危険物質を取扱う場合及び当該物質を投与された動物を処置する場合は、原則として安全キャビネット等の陰圧装置を使用する。
2. 発がん物質等危険物質を投与された実験動物の飼育は、当該物質を対外に排泄する危険性がある期間は陰圧の飼育装置で行い、原則としてディスプレイの飼育ゲージ等を使用し、使用後は感染性廃棄物に準じて取扱う。
3. 発がん物質等危険物質に汚染された床敷等は全て回収し、感染性廃棄物に準じて取扱い、焼却等の処理を行う。
4. 当該実験室に由来する当該物質の排水・廃液は、北九州市の規制値以下でなければならない。規制値を超えることが予想される場合は、回収して適切に処理しなければならない。
5. 発がん物質等危険物質を投与した実験動物は、当該物質を対外に排出する危険性がある期間内は指定エリア外に持ち出すことを原則として禁止する。
6. 危険物質投与実験室および指定エリアにおける飼養管理は実験実施者が行う。
7. 危険物質投与実験室および指定エリア内の作業従事者は、予め取り扱う動物及び危険物質取扱いについて習熟していなければならない。